

未承認の遺伝子組み換え微生物を利用した添加物に関する 食品衛生法違反問題についての意見書

日頃より、国民の健康福祉の向上のために尽力されていることに敬意を表します。

さて先般、厚生労働省より、食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物(5'-グアニル酸二ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、リボフラビン、キシラナーゼ)についての対応が発表されたことを受け、以下のとおり意見を提出します。

①食品衛生法違反が放置され続けてきた事態について抗議します

人への健康影響評価が明らかでない当該添加物が大量に輸入・販売・使用されていた事実が見逃され、食品衛生法違反が長年にわたり放置され続けてきた事態について、監督官庁である厚生労働省に対して強く抗議します。

また、貴省は、キシラナーゼ以外の各添加物について、「これらの添加物を使用して製造された食品の輸入、販売の取りやめの取扱いについては、改めて食品安全委員会の審議状況を踏まえて判断する」としており、本末転倒な事態収拾策によって問題発覚後も食品衛生法違反を放置し続けていることに対しても、重ねて強く抗議します。

②販売先の事業者について情報開示を求めます

今回、食品衛生法違反を犯した輸入事業者が、当該の添加物を直接販売した事業者名ならびに各販売時期・販売量について、消費者の知る権利にもとづき、情報開示を求めます。

③悪質な輸入事業者に対して、食品衛生法の罰則の適用を求めます

今回、食品衛生法違反を犯した輸入事業者のうち、特に BASF ジャパン(株)は、二重の食品衛生法違反(未承認添加物の輸入・販売、医薬品原材料の食品添加物への転用)を犯しました。同社ならびにその関連会社は、遺伝子組み換え技術の研究開発を本体事業として行なっている企業であり、遺伝子組み換えに関する承認手続きについて社として十分な知見を有しており、悪質な違反事例と言わざるを得ません。よって、食品衛生法の罰則の適用を求めます。

④再発防止策の抜本的強化を求めます

同様の問題の再発を防止するためには、業界への注意喚起通知だけでは不十分です。

まず、関連業界への周知徹底を強める意味でも、上記③のとおり、悪質な事業者に対する食品衛生法の罰則の適用を検討してください。

また、食品添加物の輸入事業者全体に対して、同様の問題がないか、速やかに実態調査を行なってください。

さらに、遺伝子組み換え微生物由来の添加物については、サンプリングによる検出検査が技術的に不可能なため、製品のトレーサビリティ情報(遺伝子組換え由来に関する記載)の義務化が必要ですので、検討してください。

以上の対策をとることで、再発防止策を抜本的に強化してください。

2012年2月15日

厚生労働大臣 小宮山洋子殿

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

代表理事会長 加藤好一